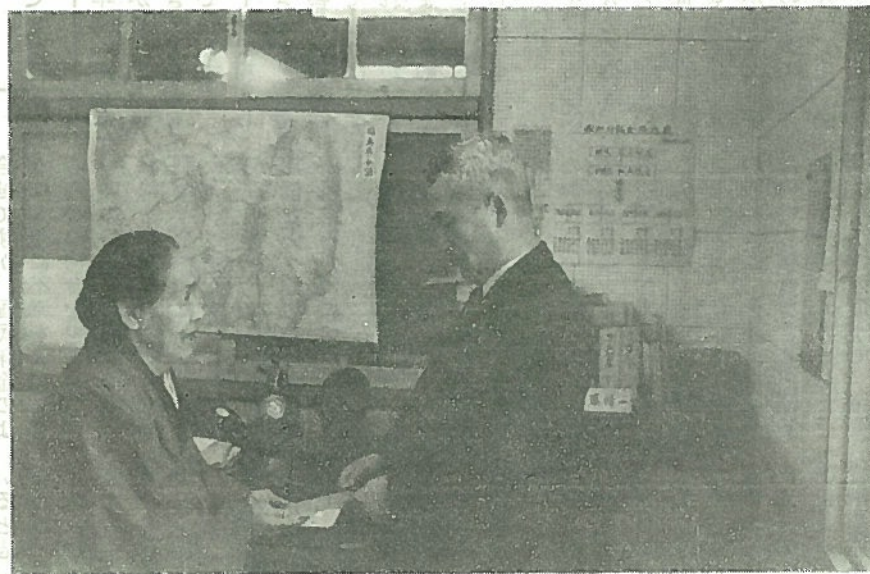


発行日 昭和46年3月20日



## 国民年金特集号



【老令福祉年金証書の伝達】

# 年金時代に対応して

## 国民年金保険料の納期改正

国民年金制度も昭和三十四年発足以来既に十二年の才月を経てまいりました。保険料の徴収が始まってからも十年の期間がたつていきます。

村だけになってしまいました。そこで次のように西郷村でも昭和四十六年度より年四回納期をとり入れることになりましたので、皆さんのご協力をお願いいたします。

### 納入月

この間この制度はだんだんと成長を続け、加入者は今日で二千三百万人を越え母子年金や障害年金の支給の外に、拠出制老令年金も今年の五月から支給が始まります。いよいよ年金時代に入ったわけです。

これにともない、今後村の年金事務量もどんどん増えて来ます。これに対応するためには、徴収事務の効率化を必要とします。

今まで、保険料は毎月納

付でお願いして来ましたが

現在県内の市町村で毎月納

付を実施しているのは西郷

二千四百円)

以上保険料は一回分として

四五〇円の三ヶ月分の千三

百五十円となります。

◎第一期—五月(一期分が

千三百五十円。所得比例

加入者は二千四百円)

◎第二期—八月(千三百五

十円。所得比例加入者は

二千四百円)

◎第三期—十一月(千三百

五十円。所得比例加入者

は二千四百円)

◎第四期—一月(千三百五

十円。所得比例加入者は

二千四百円)

# 国民年金は こんなに有利です

## ○国民年金の趣旨

みなさん公的年金というものを存知でしょうか。それは国が財政面や法律の面でみなさんに力を貸してそれぞれの職場や収入に応じた保険料を積み立てていただき、老後の暮しや、思いがけない災害に見舞われた後の生活が安心して暮らせるようになっていきます。

国民年金もその一つなのです。昔は親類や近所の人々がお互いに助け合っていました。文明の進歩と共にその風習が弱くなるとともに、社会全体と住民が一体となり助け合いをする仕組みに変わってきました。これが社会保障制度です。現代人は多かれ少なかれこれの恩恵に浴しています。

この社会保障制度の一環として自営業主やその家族又は零細な企業に働く人々を救うために、昭和三十四年に生まれたのがこの国民年金制度です。

## ○一口加入すれば どの年金もつけ られる

国民年金は一口加入して

おけば八つの年金(あとに説明)のどれかを受ける事情が起きたときすぐ支給を受けることができます。

例えば、二十才で加入して三十才のとき重い肺疾患になれば、障害年金が受けられ、五十才で治れば、それは打ち切られますが、六十五才からはまた老齢年金が受けられるという具合に、一生の暮しの安全が守られるのです。

八つの年金を受けるにはその人や家族などの財産、収入の大小などは一切問いません。ただ同じ人が同時に二つも三つも年金を受けられる事情が起きたときには、その人の選択によって、一番有利な一つの年金を受けていただくことになっています。

このような有利な国民年金の仕組みは、ほかの生命保険などが真似ることのできないものでしょう。ふつう保険といえば、死んだときに百万円とか養老保険として月一万円づつ受けるとか交通障害保険とか、どれか一つの契約をむすぶもので

す。多くても二つ三つの組合せですが、国民年金のようには人生に不幸をよびよせる八つの場合を組合せて、一口加入しておけばそのどれにも応用できるような有利な年金保険はありません。また保険料も定額でわかりやすく、ほかには所得比例という割増し保険料が一種あるだけです。

## ○拠出制と無拠出制

国民年金は、被保険者になったみなさんが、保険料を納めて、これに国が応分ののお手伝いをし、永くみなさんに年金をさし上げることを建前とする仕組みです。

ただ、これを補うためにある時期までは、また特別の方々には、保険料を納めないでも年金をさし上げるような道もつくりました。

この二つを分けて、保険料を納めるほうを「拠出年金」といい、保険料を納めなくていいほうを「無拠出年金」ということにしています。

## ○インフレでバカをみない

戦前インフレのため、年金や保険でバカをみた経験

をもっている人もたくさんいると思いますが、国民年金では、常に物価や所得の水準に合わせて年金額を改定することになっています。これも国民年金の利点の一つです。

## 有利なわけ

### ○事務費はまるま る国が負担

国民年金はこんなに有利な制度ですが、それはなぜでしょう。一口にいえば国民のみなさんのためを思って営利をはなれて経営するものだからです。

例えば、みなさんが預貯金や証券投資や保険契約などをしたとき、みなさんの取り分(利益)として戻るものは、みなさんの提供した資金を相手方が運用してあげた利益の中から、人件費や営業費や配当利益金などを差引いた残りの金高です。ところが、国民年金は国営ですから国が配当や利益をあげる必要はありません。また、人件費や事務費は別口の費用で賄われるので、みなさんの保険料の運用益の全部は、そのまます年金給付の財源に積立てられ支払われていきます。

したがって、みなさんの取り分は、大へん大きいものになるわけです。

## ○保険料の半額を 国が足し前する

そればかりか、国は被保険者のみなさんが納める定額保険料の半額にあたる金高を、毎月足し前として積み立てることにしています。そのために、みなさんの保険料は、一倍半になって運用され、太った元金と利益はそのまま積み立てられるので、国民年金は安い保険料で高い年金が受けられます。

昭和三十六年に、国民年金としています。



金の保険料徴収が始まってから今日までに、国は国民の税金を財源とする一般会計から、八百三十億円という大へんな金額を国民年金の事務費に投じています。

また、同じ期間に、国民年金の保険料は三千百十億円集まりましたが、これに対して国は一千六百七十四億円の足し前をしています。そのほかくらしの苦しい被保険者には保険料を免除して、国が代って五割額を積み立ててあげるとか、いろいろ恩典を用意してみなさんが遠慮なく国民年金の門をくぐれるように、お待ちしています。

## 西郷村の国民年金の現況

○主管課住民課年金係

課長 佐藤 貞義

係長 遠藤 栄次

主事 渡辺 紘一

○国民年金委員

上折口原 中村 芳治

上羽太 和知恵二郎

黒森 金田市四郎

下新田 佐藤 清己

米 小針 敏則

○国民年金加入者

その内申請免除 三八六

法定免除 一一〇

保険料納付者二、三二八

○保険料の年次別納付率

年度(昭和) パーセント

三十七年 七五・〇〇

三十八年 七〇・三〇

三十九年 七〇・六〇

四十年 九一・〇〇

四十一年 九五・三〇

四十二年 九七・〇〇

四十三年 九八・三〇

四十四年 九九・六〇

四十五年(目標)

一〇〇・〇〇

○処出制年金の支給状況

母子年金 二六件

障害年金 五件

五五二、〇〇〇円

遺児年金 二件

一〇〇、八〇〇円

○福祉年金の支給現況

老令福祉年金 四三九件

七、九〇一、五五一円

障害福祉年金 六一件

二、二二二、〇〇〇円

## 八つの給付とは

拠出制の国民年金は、みなさんの老令、廃疾、または死亡について、必要な給付を行なうものですが、給付の種類は、下の表に示した八つです。

## ① 老 齢 年 金

被保険者は、定額保険料を最短二十五年間掛けると、六十五歳から老齢年金を受けられます。納付期間の最長は四十年間ですが、この人びとには多い老齢年金が得ます。

老齢年金の額は、保険料二十五年間納付者で年額六万円(月額五千元)でしたが昭和四十五年七月からは年額九万六千元(月額八千元)に引上げられました。また保険料四十年間納付者で

母子福祉年金 一二件

三九三、〇〇〇円

○国民年金保険料の納付組合

組合数 九八組合

加入者 二、二二〇人

納付者 二、三二八人

☆ 組合にまだ加入されない方が百十八名おりますので、全員加入して完納いたしましょう。

年額九万六千元(月額八千元)でしたが、同じく改正によって年額十五万三千六百円(月額一万二千八百円)に引上げられました。それゆえ、夫婦で四十年間保険を完納すれば、年額三十万七千二百円(月額二万五千六百円)となるわけです。

年金額の計算は極めて簡単なもので、あなたは、次の算式でご自分の年金を計算して下さい。(保険料納付月数×三二〇円÷老齢年金額)この式でわかるように二十五年以上、納付期間が長ければ長いほど、多い年金額が受けられるのです。

なお、老齢年金には六十歳からの繰上げ支給(減額)と、七十歳からの繰下げ支給(増額)がありま

す。

## ○ 老 齢 年 金 の 損 得 計 算

さて、老齢年金の有利性を計算してみますと、この年金を受け始める六十五歳の人の平均余命は、厚生省の調べでは、男一・五年女一五・三年です。すると四十一年納付者の女の場合で、改正後の年金月額一万二千八百円をその余命年数に乘じると、二百三十五万円という多額の老齢年金を受けることとなりますね。これに対して、この人の納めた保険料の総額は、四五〇円×二十四月十五五〇円×四五六月二二十六万一千六百円ですから、これに対して二百三十五万円の老齢年金を受けるということは約九倍の利殖効果を発揮したことになります。この利殖率は、わが国の健全型長期投資物件(定期預金・貸付信託・金銭信託・公社債・金融債)とくらべて、最高の利回りを示すものといえます。

## ② 通 算 老 齢 年 金

勤め人生活をやめた人が厚生年金などの公的年金を脱退して、国民年金へ移ると、今までの保険料納付済

期間はそのまま引き継がれて六十五歳になれば国民年金から老齢年金が支給されます。その額は、ほかの年金での納付済期間や保険料などの違いで、一概にはいえませんが国民年金の被保険者になったあとの年金額の算出方法は、老齢年金の算式と同じです。

(次頁へつづく)

## 八つの給付

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 死 亡 一 時 金                                                                         | 7 寡 婦 年 金                                                                           | 6 遺 児 年 金                                                                           | 5 準 母 子 年 金                                                                         | 4 母 子 年 金                                                                           | 3 障 害 年 金                                                                           | 2 通 算 老 齢 年 金                                                                       | 1 老 齢 年 金                                                                           |

65歳以後の生活期間に支給される老齢年金支給総額

(所得比例を含まず)

| 加入した年齢 | 保険料を納めた期間 | 本人の納めた保険料の総額 | 受 給 期 間 と 受 給 総 額 |                 |                 |                 |
|--------|-----------|--------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |           |              | 10年間<br>(74歳まで)   | 15年間<br>(79歳まで) | 20年間<br>(84歳まで) | 25年間<br>(89歳まで) |
| 歳      | 年         | 円            | 円                 | 円               | 円               | 円               |
| 20     | 40        | 261,600      | 1,536,000         | 2,304,000       | 3,072,000       | 3,840,000       |
| 25     | 35        | 228,600      | 1,344,000         | 2,016,000       | 2,688,000       | 3,360,000       |
| 30     | 30        | 195,600      | 1,152,000         | 1,728,000       | 2,304,000       | 2,880,000       |
| 35     | 25        | 162,600      | 960,000           | 1,440,000       | 1,920,000       | 2,400,000       |

なお、他の公的年金から脱退手当金を受けた人は、この通算制度の特典をうけられないので、ご注意が肝腎です。また、他の年金を抜けて国民年金へ加入するためには、遅れずに「資格取得届」を居住地の市町村役場へ提出することを忘れないようにしましょう。

### ○十年年金

これは、国民年金の拠出制が始まった昭和三十六年四月一日に、五十歳以上であつたため、強制加入の義務から除かれた人のうち、五十歳以上五十五歳未満の人は、本人の希望で任意加入させるといふ臨機の措置によつて、十年間保険料を納めれば老齢年金を受給できるといふ特例です。その保険料は月四百五十円で、年金額は年六万です。

### ③障害年金

国民年金は永い老後生活を送る人だけに有利な仕組みではありません。例えば、若いうちに、あるいは中年になって、いつどこにいわず交通傷害を受けたら、現代病にかかって生業につけない身体になる人もいます。

こうしたときこそ国民年

金は、老後の生活を守るにも増して、国の恩恵が身にみえるほどの、温かく有利な年金を永くお贈りするのです。

障害の起る直近の一年以上の期間、定額保険料を滞りなく納めていさえすれば、重度障害（内臓・外部・精神の各障害）に冒された時に、程度の差に応じて一級か二級かの障害年金を治るまで受けることができるのです。額は、年額にして一級が十二万円、二級が九万六千円です。

### ○障害年金の有利性

これは、いままら計算するまでもないことですが、一年分の定額保険料は、年で五千四百円にすぎません。これを完納してさえいれば、重度障害になったとき、年十二万円が支給されるのですから、仮りに五年受給すれば四十五万六千円十年なら百二十万円、二十年では実に二百四十万円を受給できるわけです。これに對して納めた保険料は最低五千四百円なのです。最も有利な安全保障です。

### ④母子年金

これは、若からうと若いといふと、妻が、一家の

生計中心者であつた夫に亡くなられたあと、十八歳にみたぬ子供を抱えているときに、支給される年金です。夫と妻は法律上の婚姻でなくともよいのです。

この人妻が、夫の死亡する前の月まで、最近一年間の定額保険料を完納してさえいれば、子供一人のときで年九万一千二百円、また子供三人では年十万八千八百円が支給されます。

この年金の有利性も、障害年金と同じでしょう。納める保険料は最近の一年分五千四百円で、受ける年金額は、仮りに五年間ならば子供三人で五十四万四千円、もし十年受ければ百万八千円の受取り高となるのです。から、保険料に対する倍率は百倍、二百倍となるわけです。

この母子年金は、子のすべてが十八歳になるまで支給されますが、もし、母が婚姻したり、直系親族以外の家へ養子にはいたり、また子供のすべてが婚姻したり、養子にいたりしたときは、支給をとめられます。

### ⑤準母子年金

これは、最近一年分以上

の保険料を滞りなく納めている、おばあさんやお姉さんが、一家の働き手であつたおぢいさんや、お父さんなどを亡くして、十八歳にならないお孫さんや弟妹と一緒にくらしている時に、支給される年金です。年金額や加算額はすべて母子年金と同じです。これも、まだ知られずに、せっかくの幸福をにがしている方がたが多いようです。

### ⑥遺児年金

準母子年金と同じように一年分以上の保険料を完納していたお父さんやお母さんが亡くし、あとに残された子供が十八歳になるまで、一人年九万一千二百円が支給されます。二人目からは子供には年四千八百円が加算されます。

### ⑦寡婦年金

老齢年金を受ける資格のあるご主人を亡くして、その時まで十年以上そのご主人と連れそつてきた奥さんが、六十歳から六十五歳になるまでこの年金を受取るのです。年金の額は、前にみた老齢年金へ引き継がれます。つまりは永年夫につかえた奥さんへのお礼と

して、普通の人より五年はやく老齢年金をさし上げるわけです。ただ、夫妻の間柄は法律婚であることが必要で、この点は母子年金のばあいの夫妻の間柄と違うことにご注意下さい。

### ⑧死亡一時金

国民年金に加入して三年以上保険料を納めた者が、いづれの年金も受けずに死亡したとき、その遺族に支給されるものです。

支給金額は納付期間に応じて、一万円から五万二千円までとなっております。この際、遺族が母子年金や準母子年金、遺児年金、寡婦年金などを支給されるようになって、加入した本人が、年金を受けていなければ支給されることになります。

### 福祉年金の生

#### い立ちと現況

国の行政には、物事を始める時期に区切りがありますので、国民年金の生まれたる昭和三十四年に七十歳をこえていた人、また拠出制の届けが始まった昭和三十六年に五十歳以上だった人は、保険料をかけ続ける余命の乏しいために、国民年

金の被保険者になれませんでした。そこで、これらのご老人には七十歳から存命中は、国民一般の税金から財源をみつめて、老齢福祉年金という無拠出年金をさし上げることにしたので

この老齢福祉年金の額は、はじめ年一万二千円でしたが、今では年二万四千円に増額されています。また、制度の始まる前から重度障害に冒されていた人、毎年二十歳になった人の中で、国民年金へ加入する前から重度障害者であつたり、二十歳以後に一年以上保険料を納め切らないうちに同じ症状になった人びとなども、無拠出の障害福祉年金を差し上げることになっています。その額は、今では三万四千八百円です。

それから、制度の始まる前から母子家庭であつたりその後、被保険者になつて保険料を完納していたが、わずかの間に生計中心者に亡くなられて母子家庭や、準母子家庭となった人びとにも、無拠出の母子福祉年金を、準母子福祉年金が支給されています。その額は、今では年二万八千八百円に増額されています。